

債券税制の見直し及び新日銀ネットの稼働に伴う関連諸規則の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
● 業務規程の一部改正新旧対照表	1
● 受託契約準則の一部改正新旧対照表	2
● 国債証券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表	3
● 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	5
● 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	6
● 発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表	7
● 国債証券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	9

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(利子の日割計算)</p> <p>第27条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の利札の授受を行わないものとする。</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用する。</p>	<p>(利子の日割計算)</p> <p>第27条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）<u>から税額相当額として当取引所が定める額を差し引いた額</u>を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の利札の授受を行わないものとする。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、施行令第2条の11に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われな</u> <u>い債券の売買については、経過利子の計算に当たっ</u> <u>て、利子から税額相当額として当取引所が定める額を</u> <u>差し引かないものとする。</u></p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(利子の日割計算)</p> <p>第15条 利付債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用する。</p>	<p>(利子の日割計算)</p> <p>第15条 利付債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）<u>から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を</u>、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の11に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買及び非課税扱いの条件が付された売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。</u></p>

国債証券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済日)</p> <p>第4条 国債証券の売買は、売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。</p>	<p>(決済日)</p> <p>第4条 国債証券の売買は、売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。<u>ただし、売買契約締結の日から起算して3日目の日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合は、利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）に決済を行うものとする。</u></p>
<p>(呼 値)</p> <p>第7条 条件付取引の呼値は、注文控（以下「板」という。）に記載する方法による呼値（以下「板呼値」という。）によるものとする。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 条件付取引の呼値に付す条件は、次に掲げる条件とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(削る)</p>	<p>(呼 値)</p> <p>第7条 条件付取引の呼値は、注文控（以下「板」という。）に記載する方法による呼値（以下「板呼値」という。）によるものとする。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 条件付取引の呼値に付す条件は、次に掲げる<u>一又は二以上の条件</u>とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 第11条に規定する経過利子の計算において、税額相当額の控除を行わないこととする条件（以下「非課税扱いの条件」という。）</u></p>
<p><u>(1)～(2)</u> （略）</p> <p>8～9 （略）</p>	<p><u>(2)～(3)</u> （略）</p> <p>8～9 （略）</p>
<p>(利子の日割計算)</p> <p>第11条 国債証券の売買については、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額（以下「利子」という。）を、日割をもって計算し、第4条に規定する決済を行う日（以下「約定決済日」という。）までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、約定決済日が、当該国債証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(利子の日割計算)</p> <p>第11条 国債証券の売買については、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額（以下「利子」という。）<u>から、税額相当額として当取引所が定める額を差し引いた額</u>を、日割をもって計算し、第4条に規定する決済を行う日（以下「約定決済日」という。）までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、約定決済日が、当該国債証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、非課税扱いの条件が付された売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として当取引所が定める額を差し引かないものとする。</u></p>

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券の売買における経過利子の計算から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条の改正規定は、平成27年10月13日から施行する。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第19条 削除</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その 売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月 1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予 約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用す る。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</u></p> <p>第19条 規程第27条に規定する税額相当額として当取引 <u>所が定める額は、利子に100分の20.315を乗じて算出し</u> <u>た額（円位未満は切り捨てる。）とする。</u></p>

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非清算参加者は、規程第19条の規定により国債証券の引渡しを繰り延べた場合は、決済日から起算して5日目の日までの日(休業日を除く。)に当該国債証券の引渡しを行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年10月13日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非清算参加者は、規程第19条の規定により国債証券の引渡しを繰り延べた場合は、決済日から起算して5日目の日までの日(決済日から起算して5日目の日が当該国債証券の利払期日前3日間(銀行休業日を除外する。))のいずれかの日に当たる場合にあっては、当該利払期日の3日前(銀行休業日を除外する。))の日の前日までの日又は当該利払期日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。))のいずれかの日(休業日を除く。)に当該国債証券の引渡しを行わなければならない。</p>

発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧 対照表

新（案）	旧
<p style="text-align: center;">（代用有価証券の種類及び代用価格）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの</p> <p style="padding-left: 2em;">国内の金融商品取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券</p> <p style="padding-left: 2em;">日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所に上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">（代用有価証券の種類及び代用価格）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの</p> <p style="padding-left: 2em;">国内の金融商品取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。<u>ただし、株券については、円位未満の端数金額を切り捨てる。</u>)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券</p> <p style="padding-left: 2em;">日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所に上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>3 (略)</p>

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年10月13日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

国債証券に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第5条 削除</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その 売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月 1日以後の日である利付債券の売買における経過利子の 計算から適用する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</u></p> <p>第5条 <u>国債特例第11条に規定する税額相当額として当 取引所が定める額は、額面総額に当該国債証券の利率 を乗じて算出した額に100分の20.315を乗じて算出した 額（円位未満を切り捨てる。）とする。</u></p>